

宇 部 市 監 査 第 74 号
令和 3 年 (2021 年) 8 月 12 日

請 求 人

様

宇部市監査委員 床 本 隆 夫
同 河 口 雅 邦
同 兼 広 三 朗

住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について（通知）

地方自治法第 242 条第 9 項の規定により宇部市職員措置請求に基づく勧告に係る措置を下記のとおり実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を通知します。

記

1 勧告年月日

令和 3 年 7 月 14 日

2 勧告の内容

- (1) にぎわい宇部に対し、20,160 円の返還を求めるなど必要な措置を講じること。
- (2) 上記の措置は、令和 3 年 8 月 18 日までに講じられたい。

3 措置の内容

勧告に従い、株式会社 にぎわい宇部に対し、令和 3 年 (2021 年) 7 月 29 日付け宇中創第 84 号「令和元年度 常盤町 1 丁目スマイルマーケット運営業務に係る事業費の一部返納について（依頼）」により 20,160 円の返納を求め、同年 8 月 4 日、市に対して納入がなされたことを確認した。